

指 示 事 項

1 協 力

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」という。）に規定する特定社会基盤事業者として国から東京都（東京都水道事業）が指定されました。よって、当局が発注する工事や業務委託のうち、経済安全保障推進法に該当する案件については、国の審査を受けるため同法に基づき導入等計画書及び添付書類（以下「導入等計画書等」という。）を、当局が届け出る必要があります。

このため、落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）となった者は、当局の提供する役務の安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれ大きいことに鑑み、当局が適切に同法に基づく義務を履行できるよう相互に真摯に協力してください。

2 書類の作成・提出について

経済安全保障推進法や関係省令等において定める様式を作成するに当たり、落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）は、当局が定める以下の指示事項に基づき作成してください。

また、当局から提出を求められた場合は当局が定める期日までに提出してください。

提出期限等の日数には、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下「閉庁日」という。）は含まないものとします。

提出書類については、正副（正は当局が定めるファイル形式、副はPDF形式）を提出してください。

3 国土交通大臣へ直接提出することが認められている項目について

落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）が保有する情報であって、国土交通大臣に直接提出が認められている項目及び添付書類は、国土交通大臣に提出してください。

これに係る手続は、以下のとおりです。

提出期限、提出方法及び記入方法については、「4 当局への提出書類について」を御確認ください。

- （1）落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）は、国土交通大臣に直接提出する情報について、当局に、指示事項別紙1及び国が定めた様式「導入等計画書等に関する直接国土交通大臣に情報を提出する旨の報告」により報告してください。
- （2）当局にて整理番号を発行し、整理番号を記入した「導入等計画書等に関する直接国土交通大臣に情報を提出する旨の報告」により国土交通大臣に報告します。
- （3）当局は、指示事項別紙2により落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）に整理番号を通知します。
- （4）落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）は、導入等計画書（直接提出用）に整理番号及び必要事項を記入し、情報とともに国土交通大臣に提出してください。

また、提出後、国土交通大臣に提出したことを、指示事項別紙3により当局へ報告してください。

4 当局への提出書類について

- (1) 競争入札の場合において、落札予定者（経済安保）となった者が、当局から通知を受けた日の翌日から起算して原則5日以内に提出するもの
 随意契約の場合において、指名を受けた者（経済安保）が、指名通知から原則5日以内に提出するもの

《工 事》

- ア 当局の指示事項 別紙1 「国土交通大臣に直接提出する情報等の報告書」
 イ 国様式 「導入等計画書等に関する直接国土交通大臣に情報を提出する旨の報告」
 ウ 国様式 第四（一） 「導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）」
 ※直接提出用ではない様式

《業務委託》

- ア 当局の指示事項 別紙1 「国土交通大臣に直接提出する情報等の報告書」
 イ 国様式 「導入等計画書等に関する直接国土交通大臣に情報を提出する旨の報告」
 ウ 国様式 第四（二） 「導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）」 ※直接提出用ではない様式

工事	業務委託	様 式	提出期限及び提出方法	記入方法
○	○	・ 当局の指示事項 別紙1 国土交通大臣に直接提出する情報等の報告書	《提出期限》 ・ 競争入札の場合、落札予定者（経済安保）となった者は、当局から通知を受けた日の翌日から起算して 原則5日以内（閉庁日を除く。） に提出すること。 ・ 随意契約の場合、指名を受けた者（経済安保）は、指名通知から 原則5日以内（閉庁日を除く。） に提出すること。 《提出方法》 ・ 当局が指定するメールアドレス宛てに提出すること。	・ 必要事項を記入
○	○	・ 国様式 導入等計画書等に関する直接国土交通大臣に情報を提出する旨の報告		・ 必要事項を記入 ・ 提出予定日は、原則、当局へ導入等計画書を提出する日の 3日後から5日後（閉庁日を除く。）までの日付 を記入
○	—	・ 国様式 第四（一） （省令第九条第一項及び第二十一条関係） 導入等計画書 （特定重要設備の導入を行う場合）		・ 直接国へ提出する情報については、あらかじめ「 直接提出済 」と記入 ・ その他該当する項目に記入 ・ 提出時において、構成設備の供給者が未定の場合は「未定」と記入
—	○	・ 国様式 第四（二） （省令第九条第一項及び第二十一条関係） 導入等計画書 （特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）		・ 直接国へ提出する情報については、あらかじめ「 直接提出済 」と記入 ・ その他該当する項目に記入

注意：・書類の作成・提出に当たっては、関係法令等や各省庁のホームページも併せて確認してください。

- ・当局へ提出する「導入等計画書」は直接提出用ではない様式を御使用ください。
なお、国土交通大臣に直接提出するものがない場合は、この限りではありません。
- ・契約締結後も、届出時に未定のものや届出後に変更が生じた場合などについては、提出が必要となります。
- ・当局への提出後、国様式「導入等計画書等に関する直接国土交通大臣に情報を提出する旨の報告」に記載した提出予定日が変更となる場合は、当局へ御連絡ください。

(2) 当局から落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）に、指示事項別紙２「国土交通大臣に直接提出する情報等の整理番号通知書」により、整理番号を通知後、落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）が、「導入等計画書」及び添付書類を国土交通大臣に直接提出した後に提出するもの

工事	業務委託	様式	提出期限及び提出方法	記入方法
○	○	・ 当局の指示事項別紙 3 国土交通大臣に直接提出する情報等の提出済報告書	《提出期限》 ・ 国土交通大臣に直接提出後、速やかに 《提出方法》 ・ 当局が指定するメールアドレス宛てに提出すること。	・ 必要事項を記入

(3) 導入等計画書等の提出後、変更があった場合に提出するもの

工事	業務委託	様式	提出期限及び提出方法	記入方法
○	—	・ 国様式 第七（一） （省令第二十三条第二項及び第五項関係） 導入等計画書の変更の案（導入の場合） ・ 国様式 第八（一） （省令第二十三条第六項関係） 変更の内容を記載した導入等計画書（導入の場合） ・ 国様式 第九（一） （省令第二十五条第一項関係） 導入等計画書の変更の報告（導入の場合）	《提出期限》 ・ 重要な変更が生じる場合は事前に届出 ・ 重要、軽微以外の変更が生じた場合は変更を遅滞なく報告 《提出方法》 ・ 当局が指定するメールアドレス宛てに提出すること。	・ 該当する様式に必要事項を記入

一	○	・国様式 第七（二） （省令第二十三条第二項及び第五項関係） 導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更の案（重要維持管理等の場合） ・国様式 第八（二） （省令第二十三条第六項関係） 変更の内容を記載した導入等計画書（緊急導入等届出書） ・国様式 第九（二） （省令第二十五条第一項関係） 導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更の報告（重要維持管理等の場合）	《提出期限》 ・重要な変更が生じる場合は事前に届出 ・重要、軽微以外の変更が生じた場合は変更を遅滞なく報告 《提出方法》 ・当局が指定するメールアドレス宛てに提出すること。	・該当する様式に必要な事項を記入
---	---	---	---	--

注意：書類の作成・提出に当たっては、関係法令等や各省庁のホームページも併せて確認してください。

（４）国から勧告等を受けた場合に提出するもの

導入等計画書等について、国から内容の変更や中止の勧告を受けた場合には、当局が指定する期限内に、国が定める様式「勧告の応諾等に関する通知書」に必要な事項を記入し、当局に提出してください。

なお、当局は、勧告を受けた日から 10 日以内に勧告の諾否等について国へ通知する必要があるため、短期間での提出を求めることになりますので御留意ください。

工事	業務委託	様式	提出期限及び提出方法	記入方法
○	○	・国様式 第六 （省令第二十条関係） 勧告の応諾等に関する通知書	《提出期限》 ・国から内容変更や中止の勧告の通知を受けた場合、当局が指定する期限内に提出すること。 《提出方法》 ・当局が指定するメールアドレス宛てに提出すること。	・諾否の別（該当部分に○を記入） ・応諾しない場合、正当な理由を記載する

注意：書類の作成・提出に当たっては、関係法令等や各省庁のホームページも併せて確認してください。

5 その他

当局は、経済安全保障推進法に基づく国の審査結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合があるため、落札予定者（経済安保）又は指名を受けた者（経済安保）は、当局から追加的な対応を求められる場合があります。

なお、国の審査結果によっては、落札者とならない又は見積合わせを実施しない場合があります。

また、本指示事項に記載のない手続については、当局が別途指示する事務手続に従ってください。